

見 積 競 争 公 告

次のとおり見積競争に付します。

令和 7 年 3 月 10 日

全国健康保険協会長崎支部
支部長 橋本 純生

1. 調達内容

(1) 調達件名及び予定数量

全国健康保険協会長崎支部職員の一般定期健康診断及び情報機器健康診断の業務委託

① 一般定期健康診断： 8 名

② 情報機器健康診断：25 名

(2) 仕様等

仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約締結日～令和 8 年 3 月 31 日

(4) 履行場所

仕様書のとおり

(5) 見積競争方法

契約は単価契約とする。

見積競争は、各健診項目に予定数量を乗じて算出された額の合計額にて行う。

見積書を提出期限内に提出し、最低価格をもって有効な見積書を提出した者を契約の相手方とする。契約の決定に当たっては、見積書に記載された金額を持って落札判定を行うので、参加者は消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、税抜額を見積書に記載すること。

見積書には、業務に要する一切の諸経費を含めること。

2. 見積書の提出場所等

(1) 見積書提出先及び仕様書等交付場所

〒850-8537 長崎市大黒町 9-22 大久保大黒町ビル本館 8 階

全国健康保険協会長崎支部 企画総務グループ 担当 秋月

電話 095-829-5003 (直通)

(2) 見積書提出期限

日 時：令和 7 年 3 月 25 日（火）15：00 まで

提出方法：直接持参又は郵送とする。郵送の場合は上記の提出期限までに必着すること。

3. 参加条件

(1) 仕様書に沿って、当該案件を確実に履行できると認められるものであること。

(2) 経営の状況または信用度が極度に悪化していないと認められるものであること。

(3) 全国健康保険協会長崎支部（長崎市大黒町 9-22）から公共交通機関を利用して 30 分以内で受診できる距離であること。

4. その他

- (1) 全国健康保険協会会計細則第 30 条及び第 31 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 競争参加に当たっては、全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (3) 当該案件の全部または主体的部分を一括して第三者に請け負わせないこと。
- (4) 見積書には、各健診項目の単価を明記し、事業所名・代表者名を記載し代表者印を押印すること。記載漏れ、押印漏れ及び判読できないものは無効とする。
- (5) 予定数量の増減について、受託者は異議を述べることができないものとする。
- (6) 提出後の見積書の差替え、変更又は取り消しをすることはできない。
- (7) 決定業者には別途、電話で連絡することとする。
- (8) 契約書の作成の要否 要

全国健康保険協会会計細則（一部抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第 30 条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しないもの。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる者（競争に参加させないことができる者）

第 31 条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後3年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事、製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- (6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
- (7) 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより3年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 企画総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。

3 第1項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。